

# 第三セクター等に 関する指針

令和元年9月 制定

令和6年12月 改定

浜 田 市

# 目次

第1	策定の趣旨	1
----	-------	---

---

第2	対象となる第三セクター等	2
----	--------------	---

---

- 1 第三セクター等の定義
- 2 本市の第三セクター等

第3	第三セクター等に対する基本方針	3
----	-----------------	---

---

- 1 事業そのものの意義の確認
- 2 採算性の判断
- 3 事業手法の選択

第4	市の具体的な取組	4
----	----------	---

---

- 1 経営状況等の定期的な把握、点検、評価
- 2 市の関与の在り方

第5	第三セクター等の経営健全化の取組	7
----	------------------	---

---

- 1 策定する必要がある要件 【経営悪化状態の判断】
- 2 策定する経営健全化方針の内容

別紙1「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」

別紙2「第三セクターに関する調査票」

別紙3「第三セクター等経営健全化方針」

# 第1 策定の趣旨

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等（第三セクター及び地方公社）は、民間企業の立地が期待できない地域における産業の振興や雇用の確保、公共性、公益性が高い事業の効率的な実施等、重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、本市の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

そこで、本市においては、独自の視点で、平成19年11月に「地方公社等に関する指針」及び「地方公社等に対する市の関与の見直し指針」を策定し、地方公社を含む第三セクター等に対する基本的な方針及び関与の在り方についての方向性を定めております。

しかしながら、これらの指針策定以降10年以上が経過する間に、社会経済情勢が大きく変化し、「官から民へ」の流れの下、指定管理者制度により公の施設の管理に対する民間事業者の参入が進むなど、第三セクター等を取り巻く環境は大幅に変化しております。

本市においても、事業の見直し、廃止、民間譲渡、完全民営化などを行い、必要に応じて法人の整理統合を進めてきました。

このような中で、平成26年8月に国から「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」（総財公第102号）が示され、自らが関係する第三セクター等に対し、効率化・経営健全化に取り組み、適切な対処をするよう要請があったところです。

こうした背景を踏まえて、改めて本市の関係する第三セクター等の経営健全化に取り組むとともに、第三セクター等に対する基本的な方針及び今後の関与の在り方の方向性を見直し、本指針を策定することとしました。

なお、平成19年11月策定の「地方公社等に関する指針」については廃止し、「地方公社等に対する市の関与の見直し指針」については、個別の指針として別途改定します。

## 第2 対象となる第三セクター等

### 1 第三セクター等の定義

第三セクター等とは、次のとおりです。

#### (1) 第三セクター

市が出資又は出せん（以下単に「出資」という。）を行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。以下同じ。）並びに会社法法人

#### (2) 地方公社

地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社

### 2 本市の第三セクター等

第三セクター等のうち、本指針の対象となるものは、国の指針に沿って「出資（原則として25%以上）を行っている法人」「損失補償等の財政援助を行っている法人」「その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人」とします。

#### 【浜田市における第三セクター等の対象法人（令和6年6月1日現在）】

第三セクター			
No.	法人名	市出資	出資比率
1	(公財) 浜田市教育文化振興事業団	100百万円	100.0%
2	(公財) 島根県西部山村振興財団	125百万円	28.7%
3	(公社) 浜田漁港排水浄化管理センター	8.2百万円	47.0%
4	(有) 三隅町農業支援センターみらい	1.5百万円	28.3%
5	金城開発(株)	100百万円	25.0%
地方公社			
No.	法人名	市出資	出資比率
1	浜田市土地開発公社	5百万円	100.0%

## 第3 第三セクター等に対する基本方針

第三セクター等については、本市は出資者として、法人経営の健全化・効率化に向けた計画的な取組を要請するとともに、指導、監督や必要な支援を行います。

ただし、そうしてもなお経営の改善が見込めない場合は、統合や廃止等抜本的な見直しに取り組むこととします。この取組は、国が示した「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」(別紙1)に基づき進めることとし、具体的には次の基本方針に基づき、他の出資者及び当該法人と協議、検討しながら行うこととします。

### 1 事業そのものの意義の確認

---

設立した目的を既に達成していないか、そもそも意義があるか、行政目的が明確であるか、という視点で確認します。

### 2 採算性の判断

---

継続的に経営状況等を把握し、将来の見通しを踏まえて採算性を判断します。経常収支が連続して赤字のもの、債務超過であるものは、原則として採算性がないものとしします。

### 3 事業手法の選択

---

将来の見通しを踏まえてもなお採算性がないと判断できる法人は、清算、民営化、資産と運営の分離等の事業手法を選択するよう検討・協議します。

## 第4 市の具体的な取組

### 1 経営状況等の定期的な把握、点検、評価

本市は、第三セクター等の現在及び将来の経営状況や資産債務の状況等について、適切な会計基準及び資産評価等を用いて、定期的な把握、点検、評価を行うこととします。

所管部課及び関係部課においては、第三セクター等に毎年度経営状況の報告を求め、決算書（貸借対照表、損益計算書等）をベースに、経営成績、財務状態、キャッシュ・フローの状況等について、経年での推移や経営諸指標（流動比率、負債比率等）などを基に分析します。その際、特に、安全性及び収益性に留意します。

また、出資者（株主）や役員の状態、借入金の状況、市の財政負担等の関与の状況等について把握します。

こうした状況を把握、点検した上で、第三セクター等の経営状況に対する評価を行うこととします。評価に当たっては、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査し、「存続（事業継続）の前提となる条件」（ゴーイング・コンサーン）に留意します。

こうした取組により、法人が抱える問題を早期に発見し、その対策を検討する中で、必要に応じて、法人への要請、指導、監督を行います。

### 2 市の関与の在り方

#### (1) 基本的な考え方

第三セクター等の経営は、原則として市から独立した事業主体として自助努力により行われるべきであり、その責任は経営者に帰するものです。したがって、本市が経営に参画していない場合に負う責任は、あくまでも出資の範囲内であることを明確にします。

ただし、経営が悪化した場合の抜本的改革については、事業の公共性、公益性、財政リスク等を踏まえて、本市が主導することが必要です。

また、性質上当該第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、市が公的支援を行うことを検討します。

なお、第三セクター等が経営悪化に至った主たる要因が、公共性、公益性が高い事業を行ったことにより生じた損失以外である場合には、財政支援は行わないこととします。

こうした考えを基本に、以下本市の第三セクター等に対する関与の在り方を示します。

## (2) 財政的関与の在り方

第三セクター等に対する本市の財政的関与については、税金を原資又は担保とするものであるため、漫然と合理性なく継続することなく必要最小限とし、以下、具体的な方針を示します。

### ① 損失補償（債務保証を含む。）

市が第三セクター等の債務について行う損失補償（土地開発公社に対するものを除く。）は、原則として行わないこととします。

### ② 貸付け

貸付金は、その必要性、効果、緊急度等を検証するとともに、返済の見通し及びその確実性について十分担保することとします。

#### （短期貸付け）

原則として行わないこととします。

#### （長期貸付け）

第三セクター等の経営の著しい悪化が市の財政運営に影響を及ぼすおそれがあることに十分留意します。

### ③ 出資（増資を含む。）

第三セクター等のガバナンスを強化するため、市が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内であることを、当事者間はもとより、利害関係者等に対しても明確にします。

### ④ 補助金、委託料

補助金については、対象事業の公益性等を十分に考慮した上で、地域経済に与える影響等も勘案し、必要最小限にとどめます。

赤字補填のための補助金等の公的支援については、原則として行いません。

また、指定管理者制度を活用する場合の指定管理料については、指定管理者が効率的な運営を行ってもなおその運営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難な経費を算定根拠とします。

### (3) 人的関与の在り方

市の人的関与については、法人の事業内容、経営状況及び役員就任の必要性等を精査して必要最小限とし、以下、具体的な方針を示します。

#### ① 役員の就任

第三セクター等への市職員の役員就任は、法人に対する出資比率が1/2以上であることなど、市が法人の経営に関し主導的立場にあることが明確である場合に限り可能とします。

現在役員等に既に就任している場合は、その経緯や状況等を十分に考慮し、経営関与の必要性を検証した上で、可能なものは順次退任することとします。

また、市職員が退職後、直ちに第三セクター等の役員や管理職に就任することは、市と第三セクター等との適正な関係の保持という観点から抑制することとします。

#### ② 職員の派遣

第三セクター等のうち会社法法人については、市職員が出向し事務従事する派遣は、原則として行わないこととします。

なお、市職員が所管の法人の経営状況等の把握のため、オブザーバーとして役員会に出席すること等は、本来業務の範囲内とします。

### (4) その他の関与の在り方

#### ① 情報公開

第三セクター等における経営状況等の情報公開については、議会・市民に対する説明責任を果たすため、法令の定めに従って積極的に行うこととします。(別紙2「第三セクター等に関する調査票」)

ただし、会社法法人たる第三セクターの情報公開に関しては、株主の利益に配慮する必要があることから、会社法に照らして適正な情報開示に努めます。

#### ② 株主としての適切な対応

市は、株主としての役割を果たすため、株主総会等における保有する株式数に応じた議決権のほか、株主としての権利を適切に行使します。

## 第5 第三セクター等の経営健全化の取組

本市は、平成30年2月の国の通知「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（総財公第26号）を踏まえて、次の要件及び内容により、必要な法人ごとに、その合意と協力を得て、「経営健全化方針（別紙3）」を速やかに策定し、経営健全化に取り組むこととします。

### 1 策定する必要がある要件 【経営悪化状態の判断】

第三セクター等の中で、市が出資（原則として25%以上）を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人、その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人のうち、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する法人とします。

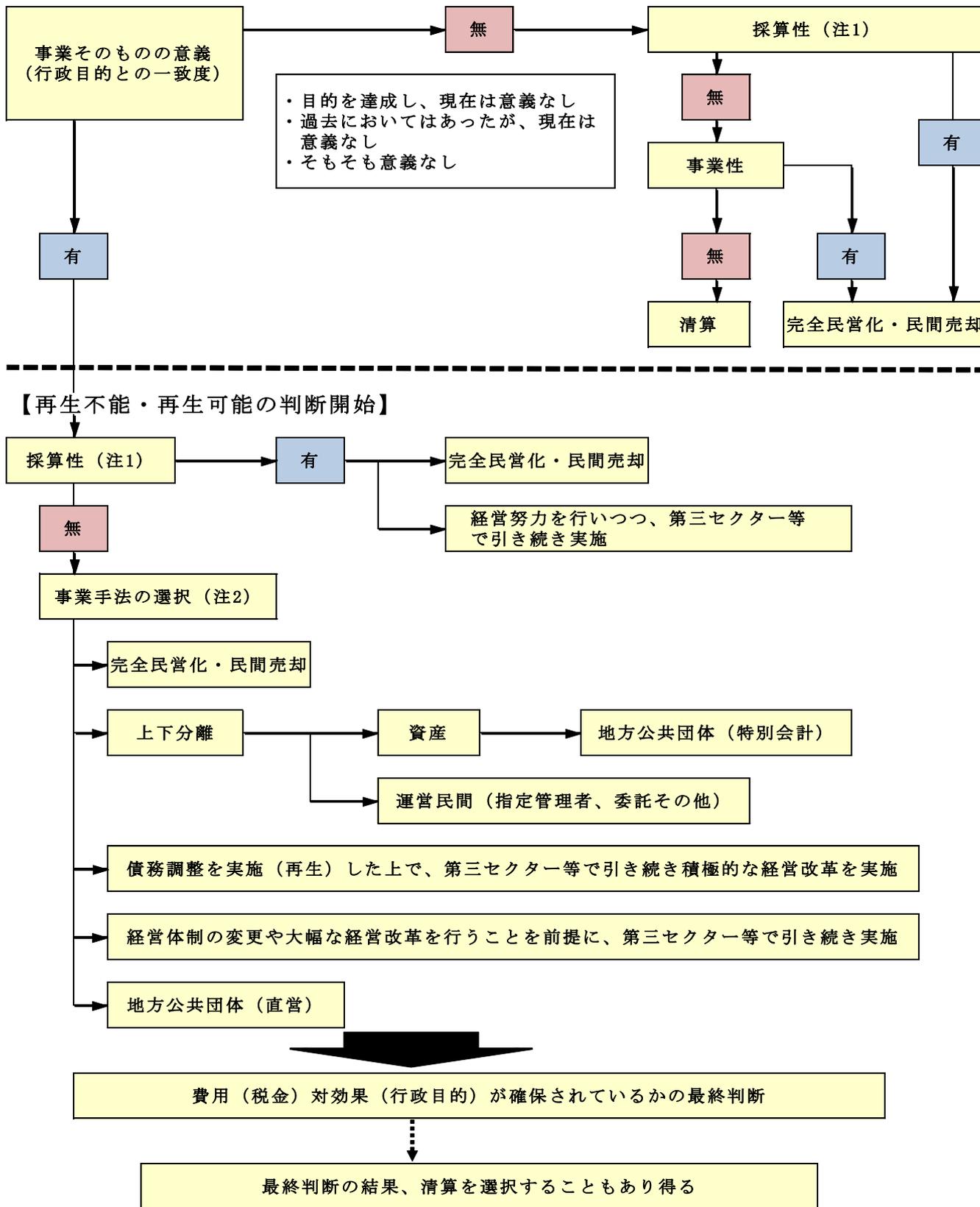
- (1) 債務超過法人
- (2) 実質的に債務超過である法人  
事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人
- (3) 市が多大な財政的リスクを有する法人
- (4) その他、各地方公共団体において、経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要である法人

### 2 策定する「経営健全化方針」の内容

- (1) 法人の概要
- (2) 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの市の関与
- (3) 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討
- (4) 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応
- (5) その他必要な事項

なお、策定時における該当法人の評価に当たっては、外部の専門家等から構成される委員会等を設置することを検討します。

【抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート】



(注1) 採算性の判断に当たっては、基本的に、指針第3を参照のこと。

(注2) 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。

第三セクター等に関する調査票【公表用】※会社法法人

(一般社団法人及び一般財団法人、土地開発公社については別途様式)

調査年度	
作成年月日	

<団体の基本情報>

法人名		所在地		電話番号	
設立		HPアドレス			
形態・業種等					
業務内容					

<役員状況>

役員員数	内 常勤		内 非常勤		備考
	内 市職員数	内 前市職員数	内 市職員数	内 前市職員数	

<市の関与>

市所管課		指定管理		指定期間		その他	
市出資 (千円)	出資年月	割合(%)	備考	連結対象		団体の損失補償額(千円)	
市からの財政支出状況(千円)		前々年度(H28)	前年度(H29)	本年度(H30)		備考	
	委託料						
	補助金						
	貸付金 残高				貸付金総額 ○○○千円(平成●●年●●月)		
	その他( )						

<経営成績・財務状態> (単位:千円)

<b>【業績】損益計算書</b>	前々年度(H28)	前年度(H29)	本年度(H30)	増減	備考
売上高					
営業損益					
経常損益					
純損益					
減価償却費					
減価償却前当期損益					
<b>【財務】貸借対照表</b>	前々年度(H28)	前年度(H29)	本年度(H30)	増減	備考
総資産					
流動資産					
流動負債					
自己資本					
資本金					
利益剰余金(または累積欠損金)					
負債					
うち、借入金					
流動比率					流動資産÷流動負債
負債比率					負債÷総資産
現金等期末残高					

<所管課における評価>

「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」(別紙1)による評価	A: 清算
	B: 完全民営化・民間売却
	C: 経営努力を行いつつ、第三セクター等で引き続き実施
	D: 上下分離
	E: 債務調整を実施(再生)した上で、第三セクター等で引き続き積極的な経営改革を実施
	F: 経営体制の変更や大幅な経営改革を行うことを前提に、第三セクター等で引き続き実施
	G: 地方公共団体(直営)
法人の具体的な課題	
その他特記事項	

## 第三セクター等経営健全化方針

この方針は、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体が、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化のための方針を定めるものである。

### 1 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日  
作成担当部署

### 2 第三セクター等の概要

法人名  
代表者名  
所在地  
設立年月日  
資本金〔          千円【当該地方公共団体の出資額（出資割合）          千円（          %）】〕  
業務内容

### 3 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

（例）法人の経営状況や財政的なリスクの現状  
地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況

### 4 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

（例）指針の別紙1に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」の手順により検討（事業そのものの意義、採算性の判断を踏まえ、事業手法の選択等を行う）

### 5 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

（例）法人自らによる経営健全化のための具体的な対応  
地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応  
財政的なリスクを解消させるまでのスケジュール  
ただし、今後5年間で解消できない場合、その理由と今後5年間の改善方針

（参考）

### 6 法人の財務状況

	項目	金額（千円）		
		(N-2)年度	(N-1)年度	N年度
貸借対照表から	資産総額			
	（うち現預金）	（    ）	（    ）	（    ）
	（うち売上債権）	（    ）	（    ）	（    ）
	（うち棚卸資産）	（    ）	（    ）	（    ）
	負債総額			
	（うち当該地方公共団体からの借入金）	（    ）	（    ）	（    ）
	純資産総額			

	項目	金額（千円）		
		(N-2)年度	(N-1)年度	N年度
損益計算書から	経常収益			
	経常費用			
	経常損益			
	経常外損益			
	当期純損益			

※ 法人の形態に従って適宜書き換えること

